

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除（二件）……………（同）…五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…七
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…八

告示（選）

- 昭和六十二年東京都選挙管理委員会告示第百二十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………二
- 昭和六十二年東京都選挙管理委員会告示第百一号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………二

公告

- 都市計画の案（二件）……………（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課）…三
- 市街地再開発審査会委員の任命……………（都市整備局市街地整備部管理課）…四
- 事業協力者の公募……………

告示

●東京都告示第百四十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

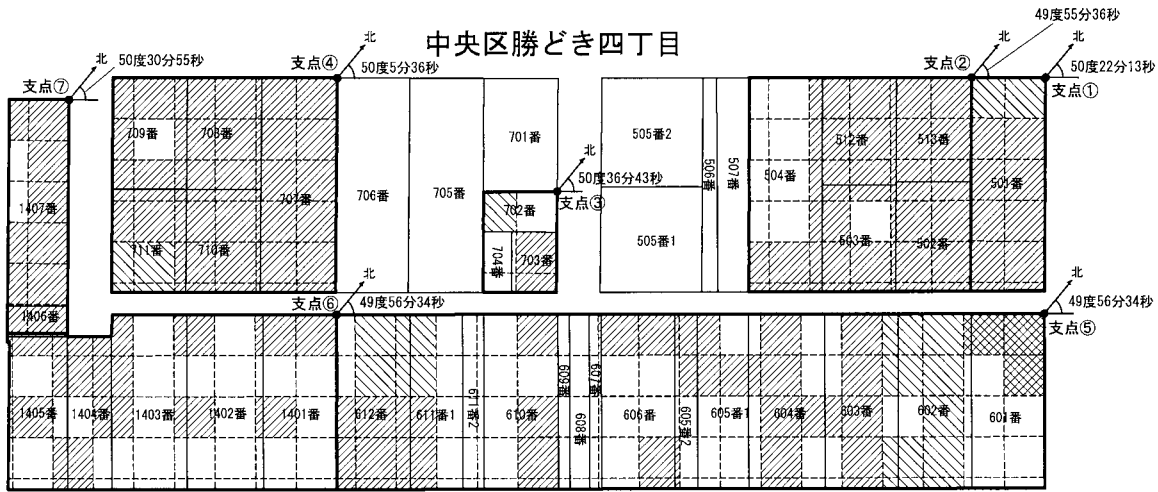
平成三十年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区勝どき四丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

- ……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…四
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………
- ……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…六

別図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- ▨: 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
- ▩: 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第778号により指定した区域)
- ▧: 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第1681号により指定した区域)

【支点】

- 支点①は、中央区勝どき四丁目501番の最北端とする。
- 支点②は、中央区勝どき四丁目513番の最北端とする。
- 支点③は、中央区勝どき四丁目702番の最北端とする。
- 支点④は、中央区勝どき四丁目707番の最北端とする。
- 支点⑤は、中央区勝どき四丁目601番の最北端とする。
- 支点⑥は、中央区勝どき四丁目1401番の最北端とする。
- 支点⑦は、中央区勝どき四丁目1407番の最北端とする。

【格子の回転角度】

- 支点① 50度22分13秒
- 支点② 49度55分36秒
- 支点③ 50度36分43秒
- 支点④ 50度 5分36秒
- 支点⑤ 49度56分34秒
- 支点⑥ 49度56分34秒
- 支点⑦ 50度30分55秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

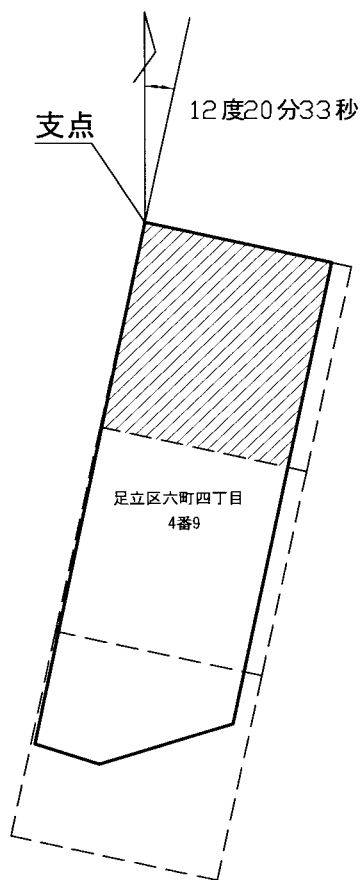
平成三十年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区六町四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- //// 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、足立区六町四丁目4番9の最北端とする。

【格子の回転角度（12度20分33秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十六号

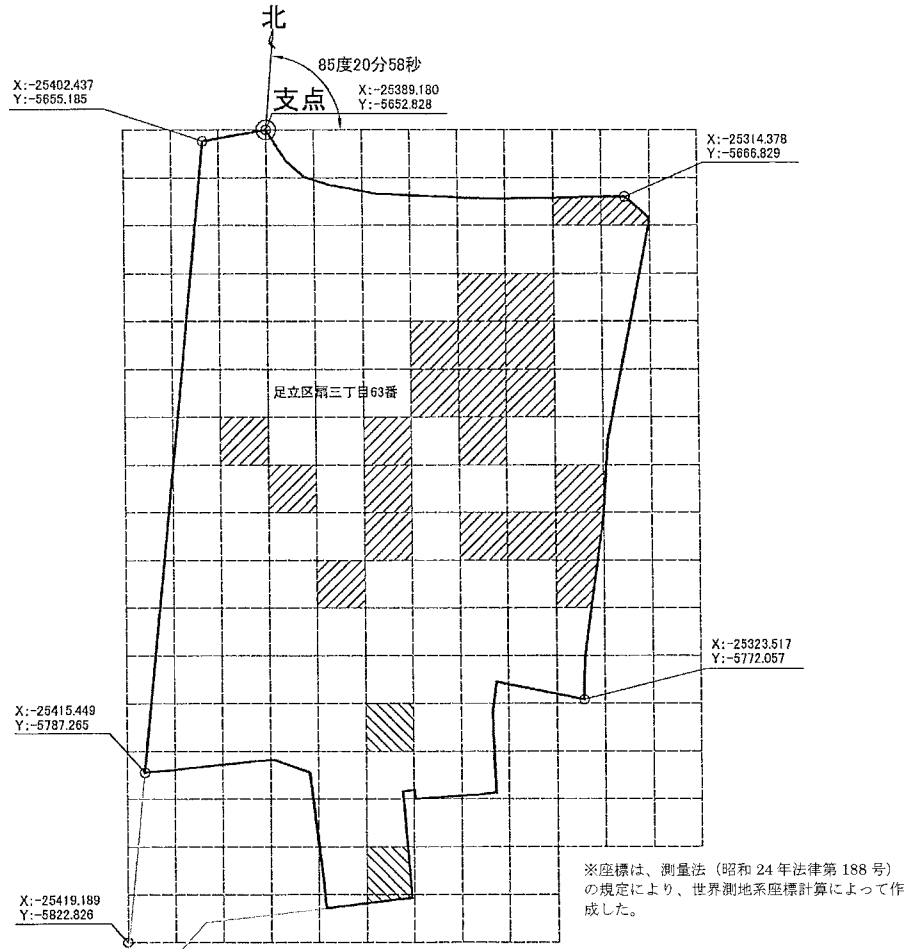
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区扇三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



※座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【支點】
支點は、足立区扇三丁目63番の最北端とする。

【格子の回転角度（85度20分58秒）】
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡例】**
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 敷地境界（調査対象範囲）
 - ▨ : 形質変更時要届出区域（今回指定する区域）
 - ▨ : 形質変更時要届出区域（平成30年東京都告示第211号で指定された区域）

●東京都告示第八百四十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

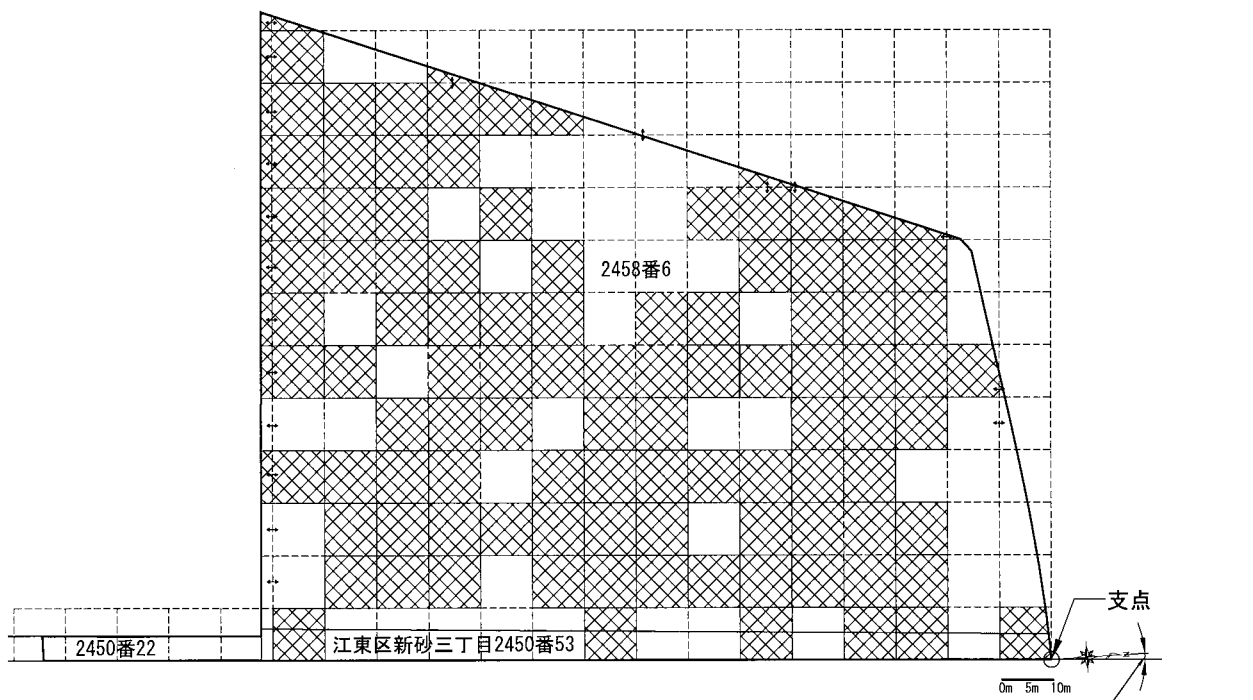
平成三十年六月十二日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区新砂三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
 四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十一号に該当する。

別 図



凡 例

- 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第11号に該当する区域)
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

支 点

支点は江東区新砂三丁目2450番53の最北端とする。

【格子の回転角度(3度33分2秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

3度33分2秒

●東京都告示第八百四十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第八百二十三号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

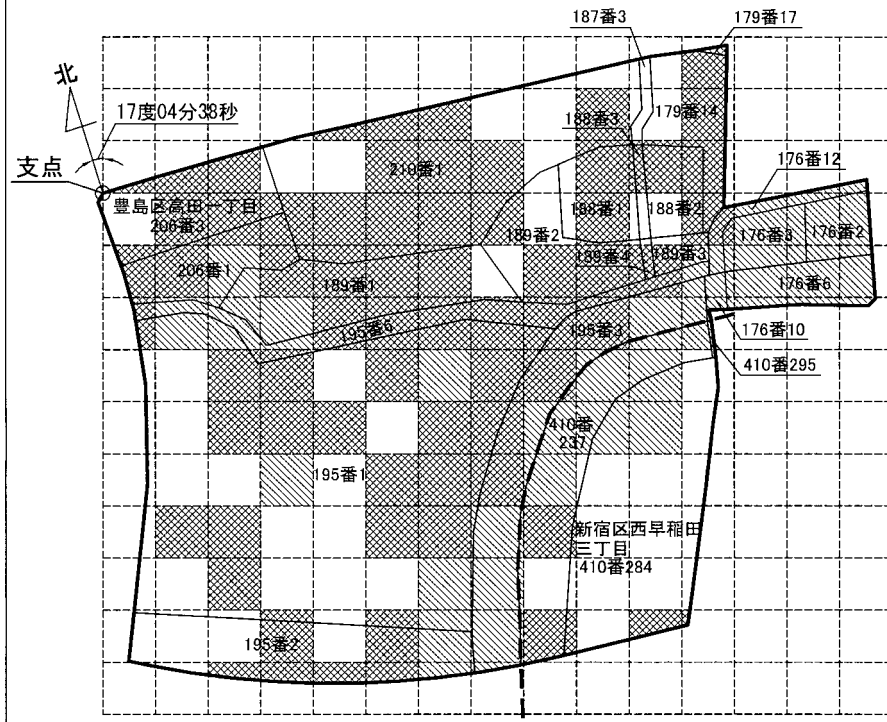
一 指定を解除する区域 別図のとおり(豊島区高田一丁目及び新宿区西早稲田三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



- 凡例
- 単区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - 指定を解除する区域
 - ▨ 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第1823号により指定した区域)

支点
 支点は、豊島区高田一丁目206番3の最北端とする。

格子の回転角度 (17度04分38秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百四十九号

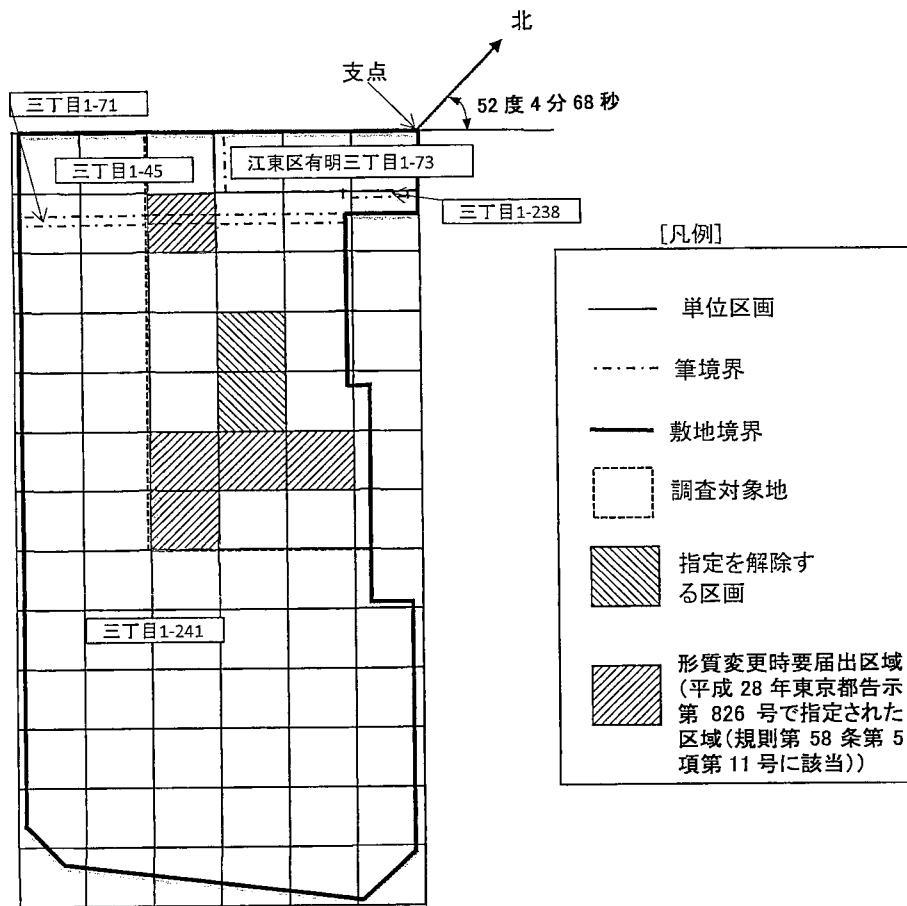
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第八百二十六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (江東区有明三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



[凡例]

- 単位区画
- - - 筆境界
- 敷地境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区画
- ▨ 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第826号で指定された区域(規則第58条第5項第11号に該当))

[支点]

支点は、江東区有明三丁目1-73の最北端とする。

[格子の回転角度(52度4分68秒)]

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八百五十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第四百六十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

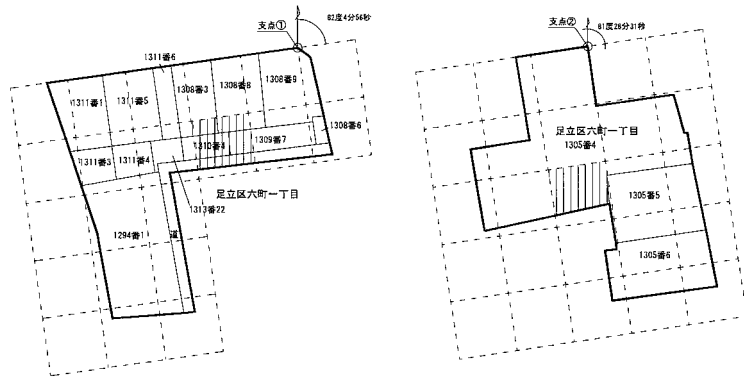
一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区六町一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

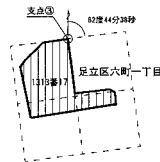
別図



【格子の回転角度】

- ① 82度4分56秒
- ② 81度28分31秒
- ③ 82度44分38秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらを平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



【支点】

- ① 支点①は、足立区六町一丁目1308番9の最北端とする。
- ② 支点②は、足立区六町一丁目1305番4の最北端とする。
- ③ 支点③は、足立区六町一丁目1313番17の最北端とする。

- 凡例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第八百五十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成三十年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道環状七号線

二 指定する区間 江戸川区一之江一丁目三百四番七地先から同区一之江七丁目百六十八番十四地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

(所在)	(取得年月日)
杉並区	昭和61年 9月30日
(面積)	(取得の価格)
132.23㎡	円
建物	60,000,000
(所在)	(取得年月日)
杉並区	昭和61年11月21日
(床面積)	(取得の価格)
211.54㎡	円
借入金	2,000,000
(借入先)	(借入残高)
国民金融公庫	円
(借入先)	19,167,947
帝都信用金庫	(借入残高)
(借入先)	円
	49,841,222
長谷川 英憲	(借入残高)
	円
	12,000,000

公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。
平成三十年六月十二日
東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
東京都市計画用
途地域

第一種中高層
住居専用地域

変更する部分

世田谷区池尻三丁目、池尻四丁目、三宿一丁目、三宿二丁目、太子堂一丁目、太子堂二丁目、太子堂三丁目、三軒茶屋一丁目、若林二丁目、若林三丁目、若林四丁目、若林五丁目、世田谷一丁目、世田谷二丁目、世田谷三丁目、世田谷四丁目、桜一丁目、桜二丁目、弦巻一丁目、弦巻二丁目、弦巻三丁目、弦巻四丁目、弦巻五丁目、宮坂一丁目、宮坂二丁目、桜丘一丁目、桜丘二丁目、桜丘三丁目、桜丘五丁目、経堂一丁目、経堂三丁目、経堂四丁目、経堂五丁目、下馬一丁目、下馬二丁目、下馬三丁目、下馬四丁目、下馬五丁目、下馬六丁目、野沢一丁目、野沢二丁目、野沢三丁目、上馬一丁目、上馬二丁目、上馬四丁目、上馬五丁目、駒沢一丁目、駒沢二丁目、駒沢三丁目、駒沢五丁目、代田一丁目、代田二丁目、代田三丁目、代田四丁目、代田五丁目、梅丘一丁目、梅丘二丁目、梅丘三丁目、豪徳寺一丁目、豪徳寺二丁目、代沢一丁目、代沢二丁目、代沢三丁目、代沢四丁目、代沢五丁目、大原一丁目、北沢一丁目、北沢二丁目、北沢三丁目、北沢四丁目、北沢五丁目、松原二丁目、松原三丁目、松

原五丁目、松原六丁目、赤堤一丁目、赤堤四丁目、赤堤五丁目、桜上水一丁目、桜上水二丁目、桜上水三丁目、桜上水四丁目、桜上水五丁目、東玉川一丁目、奥沢一丁目、奥沢二丁目、奥沢三丁目、奥沢五丁目、奥沢六丁目、奥沢七丁目、奥沢八丁目、玉川田園調布一丁目、玉堤一丁目、玉堤二丁目、等々力一丁目、等々力二丁目、等々力三丁目、等々力四丁目、等々力五丁目、等々力六丁目、等々力七丁目、等々力八丁目、尾山台三丁目、上野毛一丁目、上野毛二丁目、上野毛三丁目、中町二丁目、中町三丁目、中町四丁目、中町五丁目、上用賀一丁目、上用賀二丁目、上用賀三丁目、上用賀四丁目、上用賀五丁目、上用賀六丁目、上用賀二丁目、上用賀三丁目、上用賀四丁目、玉川一丁目、玉川二丁目、玉川四丁目、瀬田一丁目、瀬田二丁目、瀬田四丁目、瀬田五丁目、玉川台一丁目、玉川台二丁目、駒沢公園、新町三丁目、桜新町二丁目、深沢一丁目、深沢二丁目、深沢四丁目、深沢五丁目、深沢六丁目、深沢七丁目、祖師谷一丁目、祖師谷二丁目、祖師谷四丁目、祖師谷五丁目、祖師谷六丁目、千歳台一丁目、千歳台二丁目、千歳台三丁目、千歳台四丁目、千歳台五丁目、千歳台六丁目、成城一丁目、成城二丁目、成城三丁目、成城四丁目、成城五丁目、成城六丁目、成城七丁目、成城八丁目、成城九丁目、船橋一丁目、船橋二丁目、船橋三丁目、船橋四丁目、船橋五丁目、船橋六丁目、船橋七丁目、喜多見三丁目、喜多見九丁目、宇奈根一丁目、鎌

第二種中高層
住居専用地域

変更する部分

田一丁目、鎌田二丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、岡本一丁目、岡本三丁目、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大蔵四丁目、大蔵五丁目、大蔵六丁目、碓一丁目、碓二丁目、碓三丁目、碓四丁目、碓五丁目、碓六丁目、碓七丁目、碓公園、上北沢一丁目、上北沢二丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、八幡山二丁目、八幡山三丁目、上祖師谷一丁目、上祖師谷二丁目、上祖師谷三丁目、上祖師谷四丁目、上祖師谷五丁目、上祖師谷六丁目、上祖師谷七丁目、粕谷一丁目、粕谷二丁目、粕谷三丁目、粕谷四丁目、給田一丁目、給田二丁目、給田三丁目、給田四丁目、給田五丁目、南鳥山一丁目、南鳥山二丁目、南鳥山三丁目、南鳥山四丁目、南鳥山五丁目、北鳥山三丁目、北鳥山四丁目、北鳥山五丁目、北鳥山六丁目、北鳥山七丁目、北鳥山八丁目及び北鳥山九丁目各地方内

世田谷区池尻四丁目、弦巻一丁目、弦巻二丁目、弦巻五丁目、宮坂三丁目、下馬一丁目、下馬五丁目、上馬二丁目、上馬四丁目、駒沢二丁目、大原一丁目、北沢四丁目、北沢五丁目、赤堤一丁目、赤堤三丁目、桜上水一丁目、桜上水二丁目、奥沢七丁目、等々力二丁目、等々力三丁目、等々力四丁目、等々力五丁目、等々力六丁目、上用賀一丁目、上用賀二丁目、玉川四丁目、祖師谷一丁目、祖師谷六丁目、千歳台一丁目、千歳台二丁目、千歳台三丁目、千歳台四丁目、千

第一種住居地

変更する部分

歳台五丁目、千歳台六丁目、成城二丁目、成城六丁目、船橋五丁目、喜多見一丁目、喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見七丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、大蔵五丁目、大蔵六丁目、碓二丁目、碓四丁目、碓六丁目、上祖師谷四丁目、粕谷一丁目、粕谷二丁目、粕谷三丁目、給田五丁目、南鳥山一丁目、南鳥山二丁目、北鳥山三丁目、北鳥山四丁目、北鳥山五丁目、北鳥山六丁目、北鳥山七丁目、北鳥山八丁目及び北鳥山九丁目各地方内

世田谷区池尻一丁目、池尻二丁目、池尻三丁目、池尻四丁目、三宿一丁目、太子堂一丁目、太子堂二丁目、太子堂三丁目、太子堂四丁目、太子堂五丁目、三軒茶屋二丁目、若林一丁目、若林二丁目、世田谷一丁目、世田谷三丁目、桜一丁目、弦巻四丁目、宮坂一丁目、宮坂二丁目、宮坂三丁目、経堂一丁目、経堂二丁目、経堂三丁目、経堂四丁目、経堂五丁目、下馬一丁目、下馬二丁目、下馬六丁目、野沢二丁目、野沢三丁目、上馬一丁目、上馬三丁目、駒沢一丁目、代田六丁目、梅丘一丁目、豪徳寺一丁目、代沢一丁目、代沢四丁目、羽根木一丁目、羽根木二丁目、大原一丁目、大原二丁目、北沢一丁目、北沢二丁目、北沢三丁目、北沢五丁目、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、松原五丁目、松原六丁目、赤堤一丁目、赤堤二丁目、赤堤三丁目、赤堤四丁目、赤堤五丁目、桜上水四丁目、桜上水五丁目、

第二種住居地

変更する部分

東玉川二丁目、奥沢二丁目、奥沢五丁目、玉川田園調布一丁目、等々力三丁目、等々力四丁目、等々力六丁目、等々力七丁目、上野毛一丁目、上野毛二丁目、上野毛三丁目、上野毛四丁目、中町二丁目、中町三丁目、中町四丁目、中町五丁目、上用賀五丁目、上用賀一丁目、上用賀二丁目、上用賀三丁目、上用賀四丁目、玉川一丁目、玉川二丁目、玉川三丁目、玉川四丁目、瀬田二丁目、瀬田三丁目、瀬田四丁目、玉川台一丁目、玉川台二丁目、桜新町一丁目、桜新町二丁目、深沢一丁目、深沢三丁目、祖師谷一丁目、祖師谷三丁目、祖師谷四丁目、祖師谷五丁目、千歳台二丁目、千歳台四丁目、成城二丁目、成城三丁目、成城六丁目、船橋四丁目、船橋六丁目、船橋七丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、喜多見八丁目、喜多見九丁目、鎌田一丁目、大蔵四丁目、大蔵五丁目、碓三丁目、碓四丁目、碓五丁目、碓六丁目、碓八丁目、上北沢一丁目、上北沢二丁目、上北沢三丁目、上北沢四丁目、八幡山一丁目、八幡山二丁目、粕谷一丁目、給田一丁目、給田三丁目、給田四丁目、給田五丁目、南鳥山二丁目、南鳥山三丁目、南鳥山四丁目、南鳥山五丁目、南鳥山六丁目及び北鳥山九丁目各地方内

世田谷区若林三丁目、若林四丁目、世田谷三丁目、世田谷四丁目、桜丘五丁目、下馬六丁目、野沢三丁目、野沢四丁目、東玉川二丁目、奥沢四丁目、奥沢六丁目、奥沢八丁目、玉川田園調布一丁目、玉川

準住居地域

変更する部分

田園調布二丁目、等々力一丁目、等々力二丁目、尾山台一丁目、尾山台二丁目、尾山台三丁目、上野毛一丁目、野毛一丁目、野毛二丁目、野毛三丁目、中町一丁目、上用賀五丁目、上用賀四丁目、玉川一丁目、瀬田五丁目、玉川台二丁目、千歳台一丁目、千歳台三丁目、千歳台四丁目、成城一丁目、船橋二丁目、船橋四丁目、船橋七丁目、砧一丁目、砧三丁目、砧五丁目、砧七丁目、砧公園、上北沢五丁目、八幡山二丁目、八幡山三丁目、粕谷一丁目、粕谷二丁目及び南鳥山一丁目各地方内

準工業地域

変更する部分

世田谷区池尻三丁目、弦巻四丁目、経堂一丁目、経堂三丁目、経堂四丁目、経堂五丁目、北沢五丁目、

二 縦覧場所
東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び世田谷区役所
三 縦覧期間
公告の日から二週間
四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、町田都市計画緑地に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。
平成三十年六月十二日
東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類
町田都市計画緑地
第二号大戸緑地
追加する部分
相原町字考路、相原町字細豊及び相原町字大北各地方内
変更する部分
町田市相原町字大地沢、相原町字段木入、相原町字権現谷、相原町字恋地、相原町字考路、相原町字細豊、相原町字大北、相原町字大

二 縦覧場所
子山及び相原町字刃田各地方内
東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び町田市役所
三 縦覧期間
公告の日から二週間
四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

市街地再開発審査会委員の任命について
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第五十七条第四項の規定に基づき、東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第六工区市街地再開発審査会の委員を平成三十年六月十一日次のように任命したので、東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業施行規程(昭和五十九年東京都条例第六十号)第十五条の規定により公告する。
平成三十年六月十二日
東京都知事 小 池 百合子

氏名 住所 一号委員 又は二号委員の別
末原 伸隆 神奈川県大和市下鶴間七百七十八番地七 一号委員

事業協力者の公募について
東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業に係る事業協力者の公募について、次のとおり公告する。
平成三十年六月十二日
東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再

開発事業

施行予定者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

一 公募の目的

本事業に民間の事業者の経験、能力等を活用し、確実な事業運営を図るため、施設計画等の企画提案を行わせる事業協力者を公募する。

二 公募により事業協力者に企画提案を行わせることとなる土地の存する地域の名称及び面積に関する事項

(一) 地域の名称 港区高輪二丁目、芝浦四丁目及び港南二丁目各区内

(二) 面積 約一・三ヘクタール

三 公募により事業協力者となることができる者に必要な資格に関する事項

事業協力者となろうとする者は、次の全ての要件を備えていなければならない。

(一) 将来、東京都市計画事業泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業に係る特定建築者（以下「特定建築者」という。）に応募する意向を有すること。

(二) 事業協力業務を完遂できる資力及び信用を有すること。

(三) 東京都及び地元権利者とともに事業に取り組む意欲を有すること。

(四) 住宅、業務、商業等の企画、運営及び処分等に関する豊富な経験及び能力を有する者であること。

(五) 複合用途（住宅・業務・商業）の施設建築物に係る市街地再開発事業の参加実績を有すること。

四 応募参加希望表明書の提出場所及び提出期限

(一) 提出場所（提出は、郵送により受け付ける。）

郵便番号 一六三〇一〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局市街地整備部再開発課

(二) 提出期限

平成三十年六月十八日（当日消印有効）

五 事業協力者募集要領の配布等

東京都都市整備局ホームページに掲載する。郵送を希望する者は、問合せ先に連絡すること。

ホームページアドレス

<http://www.toshiseibimetro.tokyo.jp/>

六 事業協力者募集要領等に関する問合せ先

東京都都市整備局市街地整備部再開発課保留床・敷地

処分担当

電話番号 〇三（五三二〇）五四六二

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年六月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の

含まれる地域の名称 住所及び氏名

昭島市緑町二丁目三千二百十二番四の二、同番四地先、昭島市緑町二丁目二十番十

同番十及び三千二百十四番から三千二百十六番まで 小澤 秀春

羽村市小作台二丁目八番七号 福生市加美平二丁目十四番

同番十一まで、同番十七から同番十九まで及び同番三十

九 株式会社山一建設 代表取締役 山野井 優

立川市砂川町四丁目五十八番 立川市砂川町四丁目五十九

二、同番二十四及び五十九番 番地の四 小山 和利

一の各一部

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年六月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の

含まれる地域の名称 住所及び氏名

東大和市芋窪三丁目千六百三十三番、千六百三十六番一、

同番一地先、同番二及び同番三並びに同番四から同番六ま

での各一部 代表取締役 大橋 博範

青梅市新町一丁目十番一 新宿区高田馬場三丁目四十

六番二十五号 アイディホーム株式会社

立川市幸町四丁目五十四番十 小平市鈴木町一丁目四百七

六の二部 十二番地四十 誠賀建設株式会社

あきる野市雨間字塚場二百二 練馬区石神井町二丁目二十

十六番一 六番十一号 一建設株式会社

代表取締役 堀口 忠美

西多摩郡瑞穂町大字二本木字 千代田区飯田橋三丁目十三
東樽ノ口四百三十六番一、四 番一号
百三十七番一並びに同番三及 大和ハウス工業株式会社
び四百三十八番一の各一部 支配人 出倉 和人

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、平成三十年六月十二日から四月以内に東京都産業
労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するように提出してください。

平成三十年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 島忠ホームズ平井店
- 二 店舗所在地 江戸川区平井六丁目一番三十八号
- 三 設置者名 株式会社島忠
- 四 設置者住所 埼玉県さいたま市西区三橋五丁目
千五百五十五番地
- 五 変更前の店舗名 (仮称)島忠ホームズ平井店
- 六 変更後の店舗名 島忠ホームズ平井店
- 七 変更前の店舗所在 江戸川区平井六丁目二千三百五十

地 番一ほか

八 変更後の店舗所在 江戸川区平井六丁目一番三十八号

九 変更前の設置者の 山下 視希夫
代表者名

十 変更後の設置者の 岡野 恭明
代表者名

十一 変更前の小売業 山下 視希夫
者の代表者名

十二 変更後の小売業 岡野 恭明
者の代表者名

十三 変更日 平成二十九年十一月二十九日ほか
平成三十年五月二十一日

十四 届出日 平成三十年五月二十一日

十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

十六 縦覧期間 平成三十年六月十二日から同年十
月十二日まで。ただし、東京都の
休日に関する条例(平成元年東京
都条例第十号)に定める休日を除
く。

十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

発行所 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001
定価 本号 一箇月 五〇円 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

